(2)　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、準絶滅危惧として掲載されているモノアラガイ等が確認されているが、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているアゼオトギリ等の生育が確認されているが、起業者は工事による改変箇所で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が5箇所存在するが、このうち4箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る1箇所についても高知県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、本地域と高知県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和を図ることを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成2年10月23日に都市計画決定され、平成17年3月18日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本地域と高知県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる高知東部自動車道整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　高知県南国市役所

○関東地方整備局告示第三百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
筑西市神分字立町四九七番一から同市神分字南田七三二番一まで	前	二八・五三メートル～一四九・七一メートル	〇〇・〇五九キロメートル
	後	二八・五三メートル～一四六・六七メートル	〇〇・〇五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高岡市柴野内島字稗田九〇八番一から同市柴野内島字下野九二八番一〇まで	前	二四・六〇メートル～二九・二〇メートル	〇〇・〇二七キロメートル
	後	二四・六〇メートル～二九・二〇メートル	〇〇・〇二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	高岡市柴野内島字早稲田八四五番一から同市柴野内島字下野九二八番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月九日

○中部地方整備局告示第百八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月九日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号	中部地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター